



駐車許可制度を ご存じですか？

長崎県における駐車許可制度には3つの種類があります。

特に平成28年9月1日からは、一定の要件に該当する場合に警察署等への来署を要しない「緊急やむを得ない場合における駐車許可」制度を制定して運用しています。

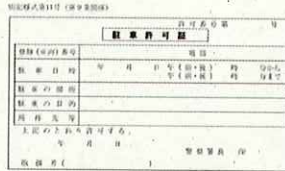
① 駐車許可(通常の許可)

～訪問看護や訪問介護等、反復継続する申請(最長で6か月間)



② 1回限りの駐車許可

～引っ越し等1回限りの申請



③ 緊急やむを得ない場合における駐車許可



ある一定の用務において「**人の生命又は身体に関して緊急の措置が必要な場合**」に警察署への電話申請により、来署することなく許可を受けることができる制度です。

緊急駐車許可証
長崎警察署
警一 75号

長崎50021234

平成28年9月1日
午前1時15分から午前3時15分まで

長崎市万才町4-8警察本部前
緊急連絡先
090-0000-0000

対象となる用務

対象となる用務は、次の各号に掲げるもので、人の生命又は身体に関して緊急の措置が必要な場合に限りです。

- (1) 医師若しくは歯科医師が行う診療又は看護師が行う診療の補助
- (2) 薬剤師による調剤、医薬品の供給その他薬事衛生に関するもの
- (3) 助産師による助産

詳しくは長崎県警察ホームページを御覧下さい
(<http://www.police.pref.nagasaki.jp/police/shinsei/kotsubu/chusyakyoka/>)

臨見・ぼんやり運転禁止



長 崎 県 警 察